

千葉県人権施策基本指針 (改定)

千葉県

令和 7 年 1 1 月

全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して

県では、「千葉県人権施策基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を推進してまいりました。

また、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会づくりを目指し、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を令和6年1月から施行し、取組を進めています。

しかし、私たちの周りには、女性やこども、高齢者や障害のある人に対する差別や偏見、虐待などの人権問題が依然として存在しています。

近年では、インターネットを通じた人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した差別、性的マイノリティへの偏見、ハラスメントなど、新たな人権問題が発生・顕在化するとともに、人口減少やグローバル化の進展、技術の革新など様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生していることから、人権課題も多様化・複雑化してきています。

このような人権をめぐる様々な状況の変化や課題を踏まえ、基本指針を改定いたしました。今後とも、全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して、人権施策を推進してまいります。

結びに、基本指針の改定に当たり、御意見をいただきました「千葉県人権施策基本指針検討会議」の委員の皆様をはじめ、改定に御協力いただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年11月

千葉県知事 熊谷 俊人

目次

第1章 基本指針改定の経緯	・ ・ ・	1
第2章 人権施策を進めるに当たっての基本的な考え方	・ ・ ・	2
第1節 基本理念	・ ・ ・	2
第2節 基本指針の位置付け	・ ・ ・	2
第3章 人権教育・啓発の推進	・ ・ ・	3
第1節 人権教育	・ ・ ・	3
1 学校教育	・ ・ ・	3
2 社会教育	・ ・ ・	3
第2節 人権啓発	・ ・ ・	4
1 県民への人権啓発	・ ・ ・	4
2 企業・職場での人権啓発	・ ・ ・	4
3 特定の職業に従事する者に対する人権啓発	・ ・ ・	5
第4章 分野別施策の推進	・ ・ ・	7
第1節 女性	・ ・ ・	7
第2節 こども	・ ・ ・	9
第3節 高齢者	・ ・ ・	12
第4節 障害のある人	・ ・ ・	15
第5節 被差別部落出身者	・ ・ ・	18
第6節 外国人	・ ・ ・	19
第7節 性的マイノリティ	・ ・ ・	21
第8節 感染症	・ ・ ・	22
第9節 犯罪被害者とその家族	・ ・ ・	23
第10節 インターネットを通じた人権侵害	・ ・ ・	25
第11節 ハラスメント	・ ・ ・	27
第12節 災害時の配慮	・ ・ ・	28
第13節 その他の様々な人権課題	・ ・ ・	30
1 刑を終えて出所した人	・ ・ ・	30
2 ホームレス	・ ・ ・	30
3 生活困窮者	・ ・ ・	30
4 中国残留邦人等	・ ・ ・	30
5 北朝鮮当局による拉致問題	・ ・ ・	31
6 その他	・ ・ ・	31
第5章 施策の総合的・効果的な推進	・ ・ ・	32
第1節 県の推進体制	・ ・ ・	32
第2節 国、市町村、民間団体等との連携	・ ・ ・	32
第3節 基本指針・施策の点検、見直し	・ ・ ・	32
千葉県人権施策基本指針 施策体系	・ ・ ・	33

用語解説（五十音順）	・ ・ ・	36
資料	・ ・ ・	44
人権関係年表	・ ・ ・	45
世界人権宣言	・ ・ ・	50
日本国憲法（抄）	・ ・ ・	54
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・ ・ ・	58
千葉県人権施策基本指針設置要綱（名簿含む）	・ ・ ・	60
千葉県人権施策推進本部会議設置要綱（名簿含む）	・ ・ ・	62
「千葉県人権施策基本指針」改定の経緯	・ ・ ・	66

～人権とは～

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、自分らしく、そして幸せに生活する基本的な権利です。

人権について知ることは、自分以外の人々の人権を尊重することにつながります。

人権についての正しい知識があれば、相手の立場や考え方を理解しやすくなり、不用意に相手を傷つけることはなくなります。

また、自分自身の権利や、自分の周りの人々の権利も守ることができます。一方、人権について十分な知識がないと、知らないうちに相手を傷つけたり、自分や周りの人が人権を侵害されても気づかなかったり、という事態が生じかねません。